

低入札価格調査基準価格の見直しについて

低入札価格調査基準価格：

予算決算及び会計令第85条に基づき、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき」の基準

現状

- ・落札率85%以下になると、下請け企業が赤字、または平均点未満の工事となる割合が急増。
- ・予定価格の85%を下回る調査基準価格の直上で応札が集中。



工事の品質に影響するおそれ

見直しの方向

- ・新技術の導入やコスト縮減の工夫による効果を反映し、直接工事費や共通仮設費は、応札者の平均的な値に見直し。
- ・現場管理費や一般管理費等の諸経費についても、工事実施上最低限必要と考えられる額を計上

調査基準価格の算定方法の見直しについて

- ・予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額。
- ・ただし、その割合が10分の8.5を越える部分にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

旧算定方法

- ①直接工事費の額
- ②共通仮設費の額
- ③現場管理費の20%



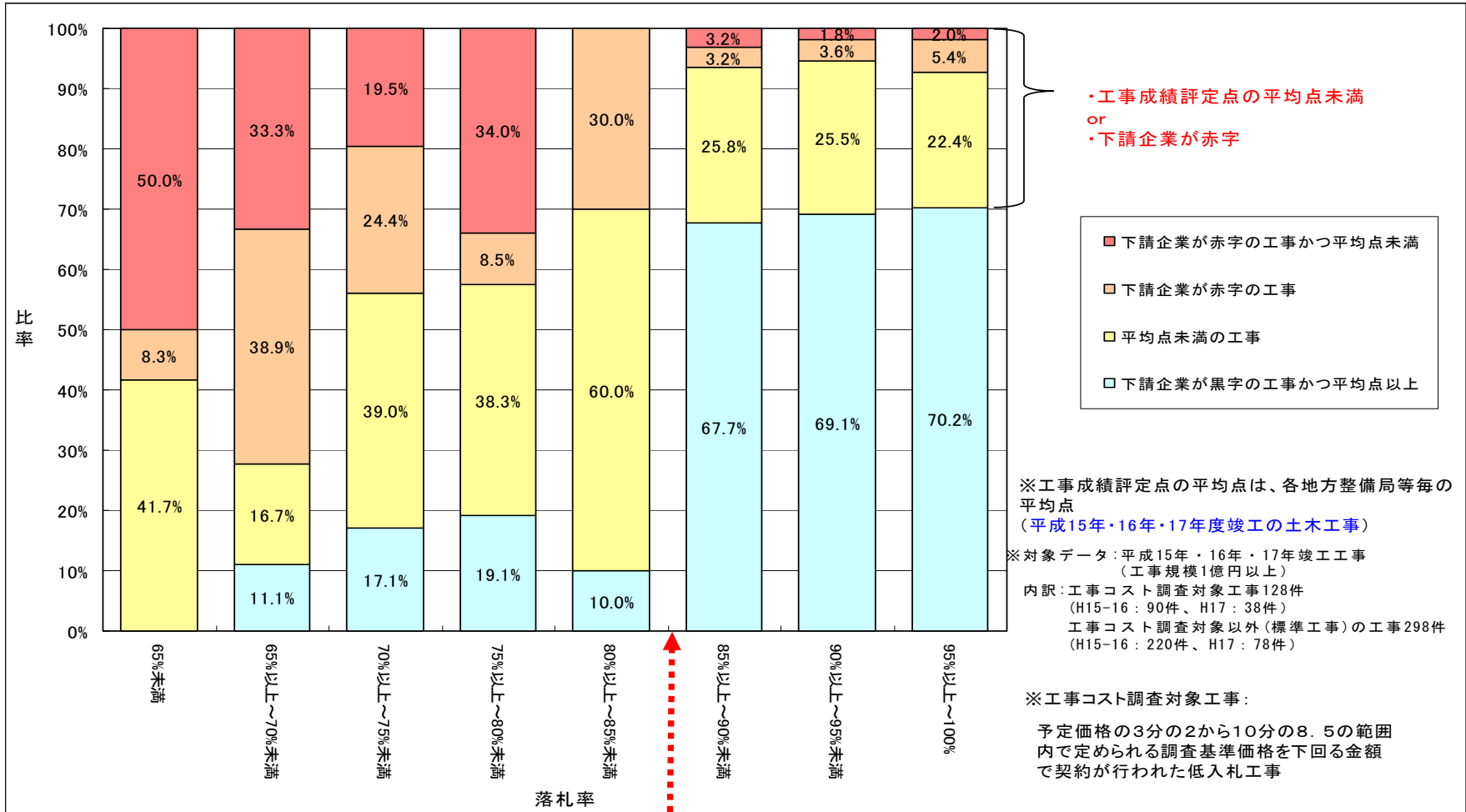
新しい算定方法[※]

- ①直接工事費の95%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の60%
- ④一般管理費の30%

※平成20年4月以降に入札公告をする工事から適用

「工事成績評定点74点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

・落札率が低くなるほど、工事成績評定が**平均点以下の工事**や**下請企業が赤字の工事の割合が増加**する。



概ね85%未満では、下請け企業が黒字の工事かつ工事实績が平均点以上の工事が大幅に減り、下請け企業の赤字が急増する。